

東京都地方独立行政法人における中期目標期間終了後の取組について

1 東京都の地方独立行政法人

- ◆**公立大学法人首都大学東京**（平成17年4月1日設立）
 第一期中期目標期間 平成17年度～平成22年度(6年間)
 第二期中期目標期間 平成23年度～平成28年度(6年間)
- ◆**地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター**（平成18年4月1日設立）
 第一期中期目標期間 平成18年度～平成22年度(5年間)
 第二期中期目標期間 平成23年度～平成27年度(5年間)
- ◆**地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター**（平成21年4月1日設立）
 第一期中期目標期間 平成21年度～平成24年度(4年間)

平成22年度末

首都大学・産技研
 第一期
 中期目標期間終了

2 中期目標期間終了に向けた「事前の取組」

＜首都大学、産技研＞

本来であれば、第二期中期目標期間が開始されるまでに、法人の中期目標期間における業務実績評価等、一連の取組を実施し、その結果を第二期中期目標に反映させることが、より効果的な検討となるものであるが、地方独立行政法人法では、中期目標期間終了時に実施することとされている。
 そのため東京都では、第二期中期目標の策定に当たり、次のとおり「事前の取組」を実施することで、実質的な検討を行ってきた。（実施済）

事前の取組① 『事前評価』を実施

平成21年度 第二期中期目標の策定に当たり、中期目標期間における業務実績評価(中期目標期間評価)に準じた、第一期中期目標期間が終了する前の予備的な業務実績評価(事前評価)を実施

(参考)平成20年11月評価委員会決定 『中期目標に係る業務の実績に関する評価等について』

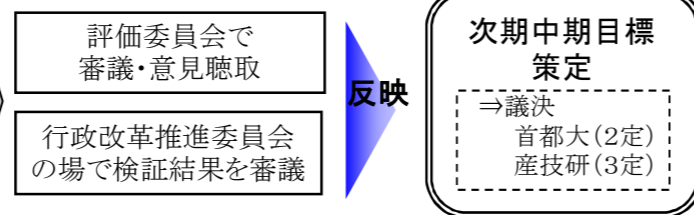
- ◆中期目標期間が終了する前に、予備的な『事前評価』を実施し、次期中期目標の作成に反映すると共に、中期目標期間終了時に実施する評価等に活用する。

事前の取組② 局横断的な検討・検証

平成22年度 第二期中期目標の策定に当たり、東京都の関係部署との協議及び行政改革推進委員会の審議による局横断的な検討・検証を実施、第二期中期目標に反映

平成22年度中に実施済

- ◆事前の取組①(平成21年度)
『事前評価』(法第30条、31条関連)
事前評価結果を次期中期目標に反映
- ◆事前の取組②(平成22年度)
組織及び業務の検討(法第31条関連)
局横断的な検討・調整を実施し、法人を検証



3 地方独立行政法人法の規定

地方独立行政法人法の規定により、中期目標期間終了時に以下の実施が義務付けられている。

- ①中期目標期間評価の実施(法第30条)
- ②業務継続の必要性、組織及び業務全般の検討と、それに基づく知事の所要の措置(法第31条)
- ③積立金の次期中期目標期間への繰越の承認と、残余金の設立団体への納付(法第40条)

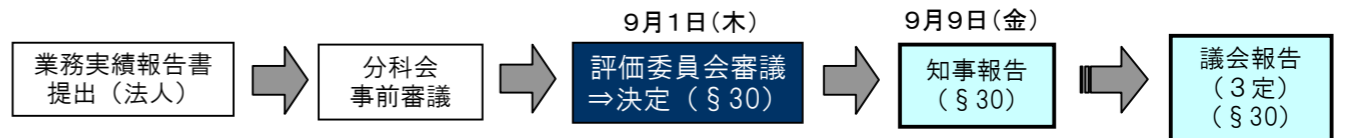
平成22年度末に第一期中期目標期間が終了した「首都大学」及び「産技研」について、法定手続きを実施する。

4 手続きの概要について(中期目標期間終了後)

こうした実質的な検討(左記「2」参照)を踏まえ、今回、第一期中期目標期間が終了した「首都大学」及び「産技研」について、法定手続きを実施する。

①中期目標期間評価(法第30条)

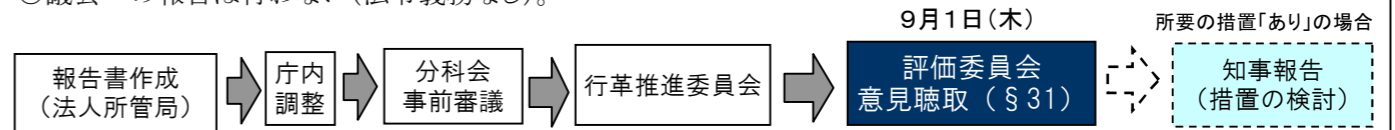
- 中期目標期間における業務の実績について地方独立行政法人評価委員会で評価する。
- 評価結果は知事に報告し、知事はその旨を議会に報告する。



※平成22年度業務実績評価については、分科会審議事項として評価を決定

②組織・業務全般の検討とその結果に基づく知事の所要の措置(法第31条)

- 中期目標期間の法人の「組織・業務全般」の検討結果を「報告書」に取りまとめる。
- 上記報告書は分科会の調整後、行政改革推進委員会です承を得て、評価委員会で意見を聴取する。
- 議会への報告は行わない(法令義務なし)。



③積立金の次期中期目標期間への繰越と残余金の東京都への納付(法第40条)

- 法人の繰越金に関する申請書を基に、庁内で承認額(案)を検討する。
- 承認額(案)について分科会の調整後、行政改革推進委員会です承を得て、評価委員会で意見を聴取する。
- 繰越額は知事の承認を受け、残余の額は都に納付する。
- 知事及び議会への報告は行わない(法令義務なし)。

